

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社アイコーポレーション	代表者氏名	蜂谷 学
主たる営業所の所在地	岡山市北区平野595番地1		
許可番号	岡山県知事 般-28 第21112号	許可を受けている建設業の種類	土、建、大、と、石、屋、 夕、鋼、舗、しゅ、塗、内 水

2 処分に関する事項

処分年月日	令和3年11月30日	処分を行った者	岡山県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項（同条第1項第3号該当）		
処分の内容			
建設業法第28条第3項の規定による営業の停止			
1 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部			
2 期間 令和3年12月14日から同月20日までの7日間			
処分の原因となった事実	法人税法及び地方法人税法違反		
株式会社アイコーポレーションの元代表取締役は、同社の業務に関し、架空外注加工費を計上する方法により所得を秘匿した上、平成27年9月1日から平成28年8月31日、同年9月1日から平成29年8月31日及び同年9月1日から平成30年8月31日までの事業年度について、内容虚偽の法人税及び地方法人税確定申告書を提出し、もって同社の法人税及び地方法人税を免れた。 これにより、令和3年9月17日に岡山地方裁判所から、法人税法及び地方法人税法違反により、同社の元代表取締役は懲役1年6か月（執行猶予3年）、同社は罰金250万円の判決を受け、それぞれその刑が確定した。 このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。			
その他参考となる事項	同社の役員に対して、同期間営業の禁止を命じている。		